

## ～昨年引き続き緩和ケア研修会を行いました～

県指定のがん診療連携拠点病院である当院は、「がん対策推進基本計画」において、日本緩和医療学会が定める『緩和ケア研修会』を定期的開催する義務があります。今年（2/28～3/1）には22名が参加され、当院の研修修了者は約30名（医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・理学療法士等）になりました。これで少し、患者さんや家族を多職種でサポートできる体制に近づけたのでしょうか…日ごろの助けになる学びもあり、こちよい疲れだったかと思えます。

院内外から参加して下さったみなさん、ファシリテーターの方々、業務の合間やお休みを削ってご尽力いただきました緩和ケアチーム、連携室事務、看護部の方々に感謝します♪

### H25年度

### H26年度

くまもと森都総合病院緩和ケア研修会



くまもと森都総合病院緩和ケア研修会



### 研修を終了された医師の方へ…ご存知ですか？

#### 22 がん性疼痛緩和指導管理料

(1) がん性疼痛緩和指導管理料は、医師ががん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法（がんの痛みからの解放－WHO方式がんの疼痛治療法－第2版）に従って、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤に関する指導を行い、当該薬剤を処方した日に算定する。なお、当該指導には、当該薬剤の効果及び副作用に関する説明、疼痛時に追加する臨時の薬剤の使用法に関する説明を含めるものであること。

(2) がん性疼痛緩和指導管理料の「1」は、緩和ケアの経験を有する医師（緩和ケアに係る研修を受けた者に限る。）が当該指導管理を行った場合に算定する。

(3) がん性疼痛緩和指導管理料を算定する場合は、麻薬の処方前の疼痛の程度（疼痛の強さ、部位、性状、頻度等）、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する。

1 緩和ケアに係る研修を受けた保険医による場合  
200点

### ホッと一息エリア



### 多職種のグループワークも盛り上がりました…



実は、告知を体験中です…

<医師・患者を体験して>  
告知するって難しい…  
先生はたいへんだなあ…

なんとなく聞いていても、がんと聞くと頭が真っ白…何も考えられなかった…  
もう一度、家族と一緒に説明してくれると言われて、少し安心した